

## 学研労協 NEWS ニュース

### 高エネルギー加速器研究機構・未払い賃金請求裁判 最終口頭弁論が開かれる、いよいよ結審へ

高エネルギー加速器研究機構職員組合からの報告を以下に、記載いたします。

高エネルギー加速器研究機構・未払い賃金請求裁判は、最終口頭弁論となる第13回口頭弁論が、水戸地方裁判所・土浦支部で5月11日4時より開かれました。20名以上の傍聴者が参加する中、約20分にわたり、長瀬弁護士による原告の主張のまとめと、杉村原告からの、本件裁判に至った経緯の陳述がありました。第一審はこれで結審となり、次回は判決の言渡しとなります。

#### 被告の主張を完全論破！

長瀬弁護士は、裁判の争点を簡潔にまとめたのち、国と法人のあいだを規定する「公法関係」と、法人と職員の間を規定する「私法関係」を明確に区別したうえで、給与特例法の不当性、就業規則の不利益変更の相当性・合理性の欠如、財政的分析による給与減額幅の圧縮の可能性を立証してきたことを分かりやすく説明しました。せっかく用意していたパネルの使用は認められませんでしたでしたが、大変にわかり易い説明でした。今回、裁判官の一人が交代し、結局提訴時の裁判官は完全に入れ替わってしまいました。そのため、今回の最終弁論で新たにこの裁判を担当となった裁判官にも、原告の主張が十分に伝わるよう、説得力ある弁論が出来たことは、勝訴に向けて大変力強く感じました。

その後、杉村氏は、組合副委員長（当時）として、特例法による給与減額に関する団体交渉を行ったことから、労働協約を結んだ経緯や、その後の機構の不誠実な対応について訴えました。改めて当時を振り返って、機構の不誠実極まりない対応に、怒りを新たにしました。

#### 判決は7月17日

次回は、7月17日（金）11時50分から、水戸地方裁判所・土浦支部において、判決の言渡しとなります。

提訴より2年半の間、皆様のご支援に励まされながら、一審の結審まで漕ぎつくことが出来ました。心より感謝申し上げます。これからも引き続き、皆様のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。